

空間情報技術試験フィールド運用規程

改定 2023年3月20日

第1章 一般

1-1 目的

この規程は、空間情報技術試験フィールドでの運用の具体的な内容を規定し、安全かつ円滑な無人航空機の運航やそれに関連する活動の遂行に加え、騒音等、近隣への迷惑防止を図ることを目的とする。

1-2 利用の目的

空間情報技術試験フィールドは先端技術の向上に係る教育と、研究、開発、試験、実証実験、評価、検証を支援するフィールドであり、基本的に目的外使用はできない。

1-3 適用

この規程は、空間情報技術試験フィールドを利用するすべての行動について規定する。ただし、我々は、日本国内に居住する者として、各種国内法規を遵守すべき立場にあるので、当該規定では、空間情報技術試験フィールドに限られた規定をまとめたものとする。国内法規と相反する規定がある場合には、法規が優先する。

1-4 管理および運営

本規程の管理及び改編は、空間情報技術試験フィールドの運営管理者 一般社団法人 先端空間情報技術評価支援センター(以下 運営管理者)が行い、利用者に周知徹底させなければならない。

1-5 定義

・空間情報技術試験フィールド

敷地所有者:御殿場市 施設所有者 学校法人 加藤学園

運営管理者:(略称 ASITE)一般社団法人 先端空間情報技術評価支援センターを指す。

・利用者

空間情報技術試験フィールドで飛行を行うすべての人及び機材をいう。

・安全管理者(安全運航管理者)

無人航空機の安全な飛行及び関連する行為の管理責任を負う者を安全管理者という。

・操縦者

無人航空機を飛行させる者を及び飛行について責任を負うものを操縦者という。

・安全補助員

安全管理者や操縦者へ機体や飛行範囲に第三者の進入がないか情報を伝達するものを安全補助員という。

・法令

この規程でいう法令とは、航空法、小型無人機等飛行禁止法、道路交通法、民法、電波法、都道府県、市町村条例を法令とし、空間情報技術試験フィールドの利用者すべて、遵守する義務を負う。

第2章 運航

2-1 運航管理の基本方針

飛行の最終責任は操縦者にある。

2-2 飛行予約受付

1. 予約はASITEホームページ(<https://asite.or.jp/>)のフォームより行う。
2. 受付は飛行予定月の3か月前からとし、原則30日前までに行うものとする。
3. その他（利用日から数えて7日を切った場合の予約はできない。）

2-3 飛行予約のキャンセル

1. キャンセルは原則、前日の午後 1時までに運営管理者へ電話とメールで伝える。
2. 当日キャンセルの場合は午前 8 時 30 分以降に管理者へ電話とメールで伝える。

2-4 フライト時間（飛行場開設時間）

原則 月曜日～金曜日（土日、祝日を除く）9:00～17:00

2-5 飛行空域

飛行エリアは図1の範囲とする。「詳細の飛行エリアについて運営管理者へ確認をすること。」

図1（提供:地理院地図）



2-6 飛行高度

飛行対地高度は原則 120m以下とする。149m以上の高度を飛行させる場合、事前に協議を要する。

2-7 気象条件等

1. 気象による飛行の判断は利用者が行う。ただし、安全な飛行が困難な雷等の気象条件が予測された場合は、速やかに飛行を中止する。
2. 安全な飛行が困難な気象条件とは、地上1.5m付近の風速が 5m/s 以上、雨や霧、雪が降っている中での飛行は基本中止とする。

2-8 その他

1. 有人機の接近を感知した場合には、速やかに機体を10m以下の高度で待機、若しくは地上に一時着陸させること。
2. 飛行は原則として、安全管理者(安全運航管理者)、操縦者、安全補助員の最低3名以上とする。
3. 飛行は原則1機ずつとするが、状況に応じて運営管理者の許可に基づき飛行を可能とする。
4. 操縦者は疲労時や飲酒時での操縦は禁止する。
5. フィールド内の利用者、入場者は 16 歳以上とする。ただし、教育目的の児童・生徒等の見学に供する場合はこの限りではない。
6. 万が一、重大インシデント、事故があった場合は航空局へ必ず通報すること。
7. 特定飛行に該当する場合、必ず申請前に運営管理者へ報告又は相談をする。
8. 特定飛行に該当する用途で使用する場合、無人航空機の飛行の許可・承諾書の写しを提示すること。

第3章 機体及び周辺機器(空間情報技術試験フィールドで飛行する航空機及び周辺機器の要件)

1. 空間情報技術試験フィールドで飛行する機体及び周辺機器は電波法令、その他関連法規の規定を満足していなければならない。
2. 空間情報技術試験フィールドで飛行する機体はすべて、適切な額(1億円以上)の第三者損害賠償保険に加入していること。
3. 飛行する機体は登録記号を取得している機体に限る。

第4章 安全対策及び環境対策

4-1 安全対策

- 1.機体は自動帰還(GoHome)機能が装備されていなければならない。
- 2.飛行中は利用者すべてヘルメットを着用しなければならない。
- 3.飛行中の車の乗り入れ、移動は行ってはならない。
- 4.安全管理者、操縦者、安全補助員との間で、飛行時には、常に連絡が取れる体制でなければならない。
- 5.操縦者は、利用日の前日までにDIPS2.0に飛行計画の通報・確認をすること。
(特定飛行に該当しない場合も通報・確認(周囲で飛行する機体)をする。)

4-2 環境対策

- 1.フィールド内の地形や植生を荒らさないよう充分注意すること。
- 2.空間情報技術試験フィールド敷地内は原則禁煙とし、喫煙する場合は運営管理者が指定する場所において行うものとする。

第5章 緊急対策

5-1 一般

緊急事態が発生した場合の処置は、安全管理者及び責任者が主体的に処理することを原則とし、その他の者は可能な限り協力するものとする。緊急事態が発生した場合、関係者は柔軟かつ敏速に対応するものとする。

- 1.すべての対応は、人命の救助、救急を第一とする。
- 2.関係者は情報の収集に努め、収集した情報は、適切な場所に集約し、何時でも照会に対応出来るようにしておくこと。

5-2 情報の管理

緊急事態が生じると、急速に各方面との連絡要件が生じる。関係部署、関係団体の連絡先は空間情報技術試験フィールド内に備え付けて、利用者が何時でも閲覧できるようにしておくこと。

第6章 罰則

運営管理者は、航空法及び利用規定、利用時のマナーが守れない利用者について必要と認められるときは、下記を含む罰則を科すことができる。

1.利用禁止

第7章 緊急連絡網

緊急時連絡体制

